

デイサービス 生活リハビリ・ぽかぽか 運営規程

通所介護・介護予防相当通所事業

(事業の目的)

第 1 条 有限会社 松永メディコが開設するデイサービス 生活リハビリ・ぽかぽか (以下「事業所」という)が行う指定通所介護の事業 (以下「事業」という) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態 [介護予防相当通所事業にあつては要支援状態又は事業対象者] の利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った指定通所介護 [指定介護予防相当通所事業] の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の従業者は利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防相当通所事業の提供にあつてはその利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。又指定介護予防相当通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所介護(指定介護予防相当通所事業)の提供にあつては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス 生活リハビリ・ぽかぽか
- (2) 所在地 福山市松永町五丁目 9 番 11 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡・調整を行う

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態を把握するとともに、利用者が各種サービスを利用できるように、必要な処置を行う。

(4) 介護職員 3名以上

介護職員は、サービスの提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な介助を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練・指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日・夏季休暇 8/13～15(年毎に定める)・年末年始 12/29～1/4(年毎に定める)を除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) サービス提供時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

(指定通所介護 [指定介護予防相当通所事業] の利用定員)

第 6 条 指定通所介護 (指定介護予防相当通所事業) の利用定員は 1 日 35 人とする。

(指定通所介護 [指定介護予防相当通所事業] の内容)

第 7 条 指定通所介護 [指定介護予防相当通所事業] の内容は次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 食事サービス

(4) 入浴サービス

(5) 生活相談・指導

(6) 機能訓練指導

(7) アクティビティ

(利用料・その他の費用)

第 8 条 指定通所介護・指定介護予防相当通所事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣、福山市長または尾道市長が定める基準によるものとする。また、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 食費 700 円/日(おやつ代込み)

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、福山市松永町・南松永町・神村町・柳津町・金江町・藤江町、今津町・高西町・東村町・本郷町・宮前町・赤坂町・瀬戸町・沼隈町と尾道市の一部地域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者は事業のサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

又、他の利用者の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこととする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、事業の提供中に利用者の体調の急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置の状況について記録をするものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成しそれらに備える為、年 2 回以上、避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、利用者の使用する施設・食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症の発生・蔓延を防ぐ為に次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置

等を活用して行う事ができるものとする。)をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。

- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理等)

第14条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した介護予防相当通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護(指定介護予防相当通所事業)の提供を継続的に実施するため、又非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 17 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業員の質的向上を図るため次のような研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 事業所内研修 年 6 回以上
- (3) 虐待防止に関する研修
- (4) 感染症対策に関する研修
- (5) 認知症ケアに関する研修
- (6) その他の研修

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

5 事業所は、指定通所介護(指定介護予防相当通所事業)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社 松永メディコ代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

平成 19 年 7 月 14 日から一部改定する。

平成 20 年 4 月 17 日から一部改定する。

平成 22 年 9 月 1 日から一部改定する。

平成 23 年 8 月 21 日から一部改定する。

平成 24 年 4 月 1 日から一部改定する。

平成 25 年 12 月 1 日から一部改定する。

平成 26 年 4 月 1 日から一部改定する。

平成 26 年 8 月 4 日から一部改定する。

平成 27 年 4 月 1 日から一部改定する
平成 27 年 9 月 1 日から一部改定する。
平成 29 年 12 月 1 日から一部改定する。
令和 元年 10 月 1 日から一部改定する。
令和 元年 12 月 2 日から一部改定する。
令和 3 年 4 月 1 日から一部改定する。
令和 5 年 4 月 1 日から一部改定する。
令和 6 年 1 月 31 日から一部変更する。
令和 6 年 2 月 19 日から一部変更する。
令和 6 年 12 月 2 日から一部変更する。